平成３１年３月２４日（日）

司法書士による無料電話相談
「インターネットによる誹謗中傷・個人情報流出トラブル被害者相談」を実施します

長野県司法書士会
会長　室賀真喜男

長野県司法書士会は、平成３１年３月２４日（日）、下記のとおり「インターネットによる誹謗中傷・個人情報流出トラブル被害者相談」を実施します。

ＳＮＳや匿名掲示板等インターネットによる、誹謗中傷をはじめとする侮辱や名誉毀損に該当するような被害や、個人情報の拡散によって、心に大きな傷を負った方々を対象に下記の要領により電話で無料相談に応じます。

◆日　　時：平成３１年３月２４日（日）１０：００～１６：００
◆電話番号：０１２０－４４８－７８８（フリーダイヤル）
◆相 談 料：無料
◆相 談 例：SNS でネットによるいじめを受けている。
匿名掲示板で、誹謗中傷の書き込みがされている。
何者かに自身の個人情報やわいせつな画像等が勝手にアップされている。
誹謗中傷等の記事を削除したい、匿名の相手方を特定したい

本会では、犯罪被害者を支援するため、犯罪被害者のための相談会を継続して行ってきました。そして、情報化社会の現代では、犯罪被害の中でもインターネットによる個人情報の流出や誹謗中傷等のインターネットトラブルが増加傾向にあります。インターネットという性質上、何気ない書き込みや添付したファイルが瞬く間に全世界へ拡散してしまい、被害が深刻化するおそれがあります。

本会でもこの問題を重要視し、昨年に続き、インターネット上での誹謗中傷や個人情報の流出などの被害を受けた方を対象に上記の通り電話による相談を実施することといたしました。

被害者が誰にも相談できず、泣き寝入りにならないように、法律専門家である司法書士がインターネット上のトラブルについて、被害者の相談に対応いたします。

＊　＊　＊

法務大臣の認定を受けた司法書士は、簡易裁判所における訴訟代理権を持っており、140 万円以下の金銭請求等の場合には、裁判上および裁判外において代理人となることができます。また、地方裁判所においては、書類作成を通じて訴訟をサポートします。

司法書士は、「身近なくらしの法律家」として、市民の権利擁護に寄与します。

◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆　本件に関するお問合せ先　◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆

長野県司法書士会担当理事 松本陽（TEL：026-217-5305　FAX：026-217-5306）
長野県司法書士会広報担当理事 小林竜朗（TEL：0268-22-8110　FAX：0268-22-8420）